

3級 ポイント解説

民法（債権法）の改正（2017年5月26日成立，2020年4月1日施行）に関し，第45回ビジネス実務法務検定3級試験においては，改正後の規定の内容を直接問う問題（第1問口）を除き，改正前の規定に基づき解答したときと，改正後の規定に基づき解答したときとで，結論に違いの生じる出題はなされなかった。

第1問

解答 ア② イ① ウ② エ① オ②
カ② キ① ク① ケ② コ①

- ア**：×……製造物責任は，損害が製造物についてのみ生じたときは発生しない。（公式テキスト P.158）
- イ**：○……株主は，原則として，その有する株式を自由に譲渡することができる。（公式テキスト P.347）
- ウ**：×……新規性は，特許要件となっている。（公式テキスト P.259）
- エ**：○……法適用通則法においては，当事者自治の原則が採用されている。（公式テキスト P.125）
- オ**：×……派遣先は，派遣労働者に対して直接に業務上の指揮命令を行うことができる。（公式テキスト P.393）
- カ**：×……数人が共同の不法行為によって他人に損害を加えたときは，各自が連帯してその損害を賠償する責任を負う。（公式テキスト P.159～P.160）
- キ**：○……裁判所の確定判決は，債務名義に該当する。（公式テキスト P.240）
- ク**：○……特別法は，一般法に優先して適用される。（公式テキスト P.32）
- ケ**：×……相続人は，自己のために相続の開始があったことを知った時から3ヶ月以内に，限定承認または相続の放棄をしなかったときは，単純承認をしたものとみなされる。（公式テキスト P.413）
- コ**：○……民法（債権法）の改正により，錯誤に基づく意思表示の効果は，無効から取消しへと変更された。（公式テキスト P.64）

第2問 2-1

解答 ア⑩ イ⑥ ウ⑭ エ② オ⑨
(公式テキスト P.308～P.312)

個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）上，個人情報とは，生存する個人に関する情報であつて，(1)当該情報に含まれる氏名，生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの，または，(2)個人識別符号が含まれるものをいう。そして，個人情報を含む情報の集合体であつて，特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものは，個人情報データベース等と呼ばれる。ただし，利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものは，個人情報データベース等から除かれる。

個人情報のうち，本人の人種，信条，社会的身分，病歴，犯罪の経歴，犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別，偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれるものを要配慮個人情報といい，個人情報保護法上，その取扱いには通常の個人情報よりも強い制限が課される。

個人情報取扱事業者は，個人情報保護法所定の様々な義務を負う。

例えば，個人情報取扱事業者は，個人情報を取り扱うにあたり，その利用目的をできる限り特定しなければならない。また，個人情報取扱事業者は，あらかじめ本人の同意を得ずに，利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならない。

さらに，個人情報取扱事業者は，法令に基づく場合など一定の場合を除き，あらかじめ本人の同意を得ずに，個人データを第三者に提供してはならない。ただし，個人情報取扱事業者は，第三者

に提供される個人データ（要配慮個人情報を除く）について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、一定の事項について、あらかじめ本人に通知または本人が容易に知り得る状態に置いているなど、所定の要件を充たすときは、あらかじめ本人の同意を得ずに、当該個人データを第三者に提供することができる。第三者への個人データの提供に関して行われるこの手続を、一般にオプトアウトという。

第2問 2-2

解答 ア⑫ イ⑦ ウ⑭ エ③ オ⑤
(公式テキストP.65～P.72)

代理のうち、任意代理が成立するためには、民法上、本人が他人（代理人）に代理権を与えていること、代理人が相手方に対して本人のためにすることを示すこと（顕名）、および、代理人が有効に法律行為を行うこと（代理行為）が必要である。実務上、一般に、代理権の授与の事実を証明するために、ある者に一定の事項を委任したことを記載した文書である委任状が作成され、本人から代理人に交付される。

本人から代理権を授与されていない者が代理人と称して行った法律行為の効果は、原則として本人に帰属しない。このように、代理権のない者が代理人として法律行為を行うことを無権代理という、代理権のない者を無権代理人という。

無権代理が行われた場合に、本人が、無権代理人の法律行為を追認すれば、行為の時に遡って本人に当該法律行為の効果は帰属する。これに対し、無権代理につき善意の相手方は、本人が追認しない間は、当該法律行為の取消しをすることができる。

また、無権代理が行われた場合において、本人が追認をしなくても、相手方が無権代理人に代理権があると信じ、かつ信じたことに正当な理由が認められるときは、法律行為の効果は本人に帰属させることにより、相手方を保護する制度が認められている。この制度を表見代理という。例えば、本人が、実際には代理権を授与していないにもかかわらず、他人に委任状を交付した場合において、その他人が委任状に記載された範囲内の法律行為を行ったときは、表見代理が成立し、当該法律行為の効果は本人に帰属することがある。

第3問 3-ア 解答 ④ (公式テキストP.284～P.290)

- a : ……本肢のX社の行為は、再販売価格の拘束に該当する。
- b : ……本肢のX社の行為は、排他条件付取引に該当する。
- c : ……本肢のX社およびY社の行為は、不当な取引制限に該当しない。
- d : ……本肢のX社、Y社およびZ社の行為は、不当な取引制限に該当する。

第3問 3-イ 解答 ② (公式テキストP.114～P.116)

- ① : ……請負契約は、不要式の諾成契約である。
- ② : ……民法上、請負人は、仕事の目的物の引渡しと同時になければ、報酬を請求することができない。
- ③ : ……請負人は、原則として、下請負人に仕事をさせることができる。
- ④ : ……請負人が仕事を完成しない間は、注文者は、いつでも損害を賠償して契約を解除することができる。

第3問 3-ウ 解答 ② (公式テキストP.368～P.383)

- ① : ……本肢に記載の通りである。
- ② : ……本肢の明示は、書面の交付によらなければならない。
- ③ : ……本肢に記載の通りである。
- ④ : ……法定労働時間は、原則として、1週間につき40時間、1日につき8時間とされている。

第3問 3-エ 解答 ④ (公式テキストP.225～P.230)

- ① : ……抵当権設定契約は、当事者の意思表示のみによってその効力を生じ、登記は対抗要件である。
- ② : ……抵当権は、不可分性を有する。
- ③ : ……抵当権は、随伴性を有する。
- ④ : ……1つの建物に複数の抵当権を設定することは、可能である。

第3問 3-オ 解答 ①
(公式テキストP.177~P.180)

- I : a……債務者が債務をその本旨に従って履行することを弁済という。
- II : b……債務者が、債権者の承諾を得て、その負担した給付に代えて他の給付をすることを代物弁済という。
- III : d……2人が互いに同種の目的を有する債務を負担する場合において、双方の債務が弁済期にあるときに、各債務者が、その対当額についてその債務を免れることを相殺という。
- IV : f……債権者が債権を無償で消滅させる行為を免除という。

第4問

解答 ア② イ① ウ① エ② オ①
カ① キ② ク① ケ② コ①

- A : ×……当事者の一方が契約の履行に着手した後は、手付による契約の解除はできない。(公式テキストP.52)
- I : ○……商標登録出願については先願主義がとられている。(公式テキストP.268)
- U : ○……留置権は、目的物を留置して相手方の弁済を促す権利である。(公式テキストP.219)
- E : ×……戸籍法の定める届出により、離婚の際に称していた氏を称することができる。(公式テキストP.400)
- O : ○……債権は、特定の人が特定の人に対して一定の行為を請求することができる権利である。(公式テキストP.29)
- K : ○……手形の振出権限を有しないYには、有価証券偽造罪、同行使罪および詐欺罪が成立し得る。(公式テキストP.316~P.317)
- K : ×……運行供用者は、自ら自動車を運転していた場合だけでなく、他人に運転をさせていた場合にも、損害賠償責任を負うことがある。(公式テキストP.159)
- K : ○……男女雇用機会均等法により、事業主は、性別を理由とする差別的取扱いを禁止されている。(公式テキストP.390)
- K : ×……特定の目的のために運用される財産の集合である財団は、法人となることができる。(公式テキストP.323)
- K : ○……弁済の提供は、原則として、債務の本旨に従って現実にする必要がある。(公式テキストP.80~P.81)

第5問 5-1
解答 ア⑬ イ② ウ⑦ エ⑥ オ⑨
(公式テキストP.102~P.112)

賃貸借契約において、両当事者は、民法上、様々な義務を負う。賃貸人は、賃借人に対して目的物を使用および収益させる義務を負い、目的物に破損等が生じた場合には、これを修繕する義務を負う。他方、賃借人は、賃貸人に対して、目的物の使用および収益の対価である賃料を支払う義務や、契約終了時に目的物を返還する義務のほか、目的物を返還するまで、その管理につき善管注意義務を負う。

賃貸借契約に基づき、賃借人は、目的物の使用および収益をする権利を有するが、誰が目的物の使用および収益をするかにより態様が異なり得るため、賃借人が賃借権の譲渡や目的物の転貸をするためには、原則として、賃貸人の承諾が必要である。

不動産の賃貸借については、不動産が賃借人の生活基盤であることが多いことから、賃借人の保護を目的として、借地借家法が制定されている。借地借家法の適用対象となるのは、建物所有を目的とする土地の賃貸借(借地)および建物の賃貸借(借家)である。

例えば、民法の原則では、土地の賃貸借契約において、賃貸借期間が満了すれば、両当事者が更新に合意しない限り賃貸借契約は終了する。これに対し、借地借家法では、借地契約において賃貸人が契約の更新を拒絶するには、原則として、賃貸人に正当事由がなければならない。ただし、借地借家法では、借地契約において一定の要件を充たすことにより更新をしない借地権を設定することも認められており、これを定期借地権という。

また、借家契約において、賃借人が賃貸人の同意を得て借家に建具などを設置した場合、当事者間に特約がない限り、賃借人は、契約終了時に造作買取請求権を行使して、借家に投下した費用を回収することができる。

第5問 5-2
解答 ア⑮ イ③ ウ⑧ エ⑥ オ⑩
(公式テキストP.269~P.276)

著作権法による保護の対象となる著作物とは、思想または感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術または音楽の範囲に属するものと定義されている。したがって、思想または感情

を創作的に表現したものに当たらない、事実の伝達にすぎない雑報および時事の報道は、著作権法上の著作物に該当しない。

著作物を創作する者を著作者という。著作者は、その著作物について、著作者人格権および著作権(著作財産権)を享有する。

著作者人格権は、著作者の人格的な利益の保護に関する権利であり、著作権法上、公表権、氏名表示権、および同一性保持権が規定されている。公表権は、まだ公表されていない著作物等を公衆に提供し、または提示する権利である。氏名表示権は、著作者がその著作物の原作品に、またはその著作物の公衆への提供・提示に際し、著作者名を表示するか否かを決定する権利である。そして、同一性保持権は、著作者が自己の意に反して著作物およびその題号の変更、切除その他の改変を受けないことを内容とする権利である。

また、著作権は、複製権や上演権等、複数の権利から構成される。

なお、実演家や放送事業者等は、自ら著作物を創作する者ではないが、他人の創作した著作物を利用することに伴い、保護に値する一定の固有の利益を有しているものと考えられることから、録音権や録画権、送信可能化権などの著作隣接権が認められている。

第6問 6-A 解答 ② (公式テキストP.61～P.64)

- ①：○……虚偽表示は、無効である。
- ②：×……心裡留保について、相手方が表意者の真意を知り、または知ることができたときは、その意思表示は無効である。
- ③：○……強迫による意思表示は取り消すことができる。
- ④：○……詐欺による意思表示は取り消すことができる。

第6問 6-I 解答 ① (公式テキストP.361～P.364)

- a：○……支配人の代理権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。
- b：×……支配人は、会社の許可を受けなければ、他の会社の取締役となることができない。
- c：○……事業に関する特定の事項の委任を受けた使用人は、当該事項に関する一切の裁判外の行為をする権限を有する。

- d：×……物品の販売等を目的とする店舗の使用人は、相手方が悪意であった場合、その店舗にある物品の販売等をする権限を有するものとみなされない。

第6問 6-U 解答 ③ (公式テキストP.41, P.85～P.92)

- ①：×……契約締結後に両当事者の合意により解除することも可能である。
- ②：×……本肢のような損害賠償額の予定は、原則として有効である。
- ③：○……A社は、同時履行の抗弁権を有する。
- ④：×……債務者は、履行補助者の故意や過失についても債務不履行責任を負う。

第6問 6-E 解答 ① (公式テキストP.301～P.305)

- a：○……販売業者等は、訪問販売をしようとするときは、その勧誘に先立って、その相手方に対し、販売業者等の氏名または名称など一定の事項を明らかにしなければならない。
- b：×……クーリング・オフの通知は、書面によらなければならない。
- c：○……クーリング・オフによる商品の引取りまたは返還に要する費用は、販売業者の負担とされている。
- d：×……本肢のような、いわゆるキャッチセールスは、クーリング・オフの規定の適用がある訪問販売に該当する。

第6問 6-O 解答 ③ (公式テキストP.105, P.244～P.246)

- a：×……動産に関する物権の譲渡は、その動産の引渡しが必要であれば、第三者に対抗することができない。
- b：○……建物の賃貸借は、建物の引渡しがあったときは、その後その建物について物権を取得した者に対し、その効力を生ずる。
- c：○……不動産に関する物権の得喪および変更は、不動産登記法等の定めるところに従いその登記をしなければ、第三者に対抗することができない。
- d：×……肢cの解説で述べた通り、不動産の物権変動についての対抗要件は登記である。

第7問 7-1

解答 ア⑩ イ⑥ ウ⑪ エ④ オ③
(公式テキストP.148～P.151)

民法709条は、不法行為責任について、故意または過失によって他人の権利または法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負うと定めている。故意とは、他人の権利や利益を侵害するだろうということを認識しながら、あえて加害行為をする意思をいう。これに対し、過失とは、自分の行為の結果他人に損害を与えるであろうということが予測できたのに、それを避けるための注意をしなかったことをいう。

不法行為は、加害行為によって損害が生じることを要し、加害行為と損害との間に因果関係があることをその成立要件の1つとする。不法行為の成立要件である因果関係は、一般に、加害行為と損害との間に、条件関係が存在することを前提として、その行為があれば通常そのような結果が発生したであろうと一般的に予見ができるという関係である相当因果関係がある場合に認められる。

また、他人の権利または法律上保護される利益の侵害は、原則として違法とされ、加害行為が違法であることも不法行為の成立要件の1つとされる。ただし、例えば暴漢に襲われた人が身を守るために反撃して、その暴漢に軽傷を負わせた場合のように、加害行為が正当防衛に該当するときには、当該行為は違法ではないとされ、不法行為は成立しない。

さらに、民法712条および民法713条は、自己の行為の責任を弁識する能力、すなわち責任能力を欠く者は、原則として、不法行為責任を負わないと定めている。そこで、加害者に責任能力があることも不法行為の成立要件の1つとされる。

第7問 7-2

解答 ア⑤ イ⑫ ウ⑦ エ⑬ オ③
(公式テキストP.348,
P.352～P.354)

株式会社においては、株主の個性が問題とならず、またその人数も多数となることが想定されており、株主は、必ずしも会社経営を担当することに適しているとは限らない。そこで、株式会社では、取締役などに経営を一任して、機動的に活動できる仕組みがとられている。これを一般に所有と経営の分離という。

取締役は、原則として、株式会社の業務を執行し、対外的に会社を代表する機関である。取締役は、会社における意思決定の最高機関である株主総会の決議により選任され、会社との間の法的な関係は委任または準委任の関係にあるとされている。そのため、取締役は、会社に対して、民法の定める善管注意義務を負い、会社法上、それを具体化した忠実義務を負っている。

例えば、取締役が会社を代表して、その会社と自分との間の取引を自由に行うことができれば、取締役と会社の利益が相反し、取締役の利益のために会社が損害を受けるおそれがある。そこで、このような利益相反取引は会社法により制限されており、例えば、利益相反取引を行う取締役は、取締役会設置会社では取締役会において、取締役会設置会社ではない株式会社では株主総会において、事前に、当該取引に関する重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

また、取締役は、会社の業務執行上、広汎な権限を有し、通常は会社の重要な機密等にも精通している者であることから、取締役が会社の事業と同種の取引つまり自分の会社と競合する取引を行うと、会社の取引先が奪われるなど会社の利益を害するおそれがある。そのため、取締役は、会社に対し、競業避止義務を負う。その内容の1つとして、取締役は、会社の事業と同種の取引をする場合には、取締役会設置会社では取締役会において、取締役会設置会社ではない株式会社では株主総会において、事前に、当該取引に関する重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

第8問

解答 ア② イ① ウ② エ① オ②
カ① キ② ク② ケ① コ②

ア：×……成年被後見人が行った日用品の購入その他日常生活に関する行為は、取り消すことができない。(公式テキストP.58)

イ：○……事業としてまたは事業のために契約の当事者となる場合における個人は、消費者から除かれる。(公式テキストP.293)

ウ：×……倒産処理には、債権者と債務者の協議によって進められる任意整理もある。(公式テキストP.240)

エ：○……不法原因給付については、原則として、その給付したものの返還を請求することができない。(公式テキストP.166～P.167)

オ：×……日本の裁判所には、地方裁判所もある。

(公式テキストP.36)

力：○……配偶者および子が相続人となる場合、法定相続分はそれぞれ相続財産の2分の1である。(公式テキストP.405)

キ：×……特許権の存続期間は、特許出願の日から20年をもって終了する。(公式テキストP.263)

ク：×……違法配当に対しては、刑事罰が設けられている。(公式テキストP.317)

ケ：○……労働組合は、使用者との間で労働協約を締結することができる。(公式テキストP.387)

コ：×……担保権を有しない一般債権者の間には優劣の関係がないとされており、これを債権者平等の原則という。(公式テキストP.216)

第9問 9-1

解答 ア⑫ イ⑤ ウ⑩ エ⑬ オ③
(公式テキストP.26～P.27)

私法である民法上の原則や原理として、次のようなものが挙げられる。

まず、権利能力平等の原則は、すべての個人は平等に権利主体として扱われるという原則である。権利能力平等の原則は、民法の「私権の享有は、出生に始まる」という規定に現れている。

次に、私的自治の原則は、権利の主体は私的な法律関係を自己の意思に基づいて自由に形成できるという原則である。私的自治の原則は、対等な力関係に立つ当事者間では健全に機能するが、企業と消費者、大企業と中小企業など当事者間に力の差が存在する場合には、強者の利益のため、弱者が犠牲とされるおそれがある。そこで、私的自治の原則を修正するものとして、当事者がこれと異なった内容を取り決めることができない、つまり当事者の意思にかかわらずその適用が強制される規定である、強行法規が様々な法律において設けられている。強行法規の例として、所有権などの物権に関する規定や会社に関する規定などが挙げられる。

また、所有権絶対の原則は、個人が物を全面的に支配する私有の権利(所有権)は不可侵のものとして尊重され、他人によっても国家権力によっても侵害されないという原則である。もっとも、私有財産権は、憲法上、公共の福祉による制約を受けるとされており、所有権絶対の原則は修正されている。

さらに、過失責任主義は、人はたとえ他人に損害を与えたとしても、故意または過失がなければ損害賠償責任を負わないという原理である。過失

責任主義は、私的自治の原則が不法行為の場面で現れたものといえる。

第9問 9-2

解答 ア⑩ イ⑨ ウ④ エ② オ⑮
(公式テキストP.189, P.194, P.203～P.206)

小切手は、振出人が支払人に対して、一定期日に一定金額を受取人に支払うよう委託した証券であり、その主な経済的役割は現金取引の代替手段である。

小切手は、手形と同様の法律的特徴を有する。例えば、小切手は、その記載事項が法律で定められているという性質、すなわち要式証券性を有する。ただし、小切手は、手形とは異なり、支払方法として、振出後支払人に呈示して直ちに支払いを受けることができる一覽払いのみが認められており、小切手に支払期日(満期日)を記載しても、記載していないものとみなされる。

小切手には、様々な用途で用いられる、特殊な小切手がある。例えば、小切手には、銀行などが自らを支払人として振り出すものがあり、このような小切手は、一般に自己宛小切手と呼ばれる。自己宛小切手は、預金小切手(預手)とも呼ばれ、支払人となっている銀行などに資金がないとは考えにくいことから、不渡りになるおそれが少なく、一般の小切手より信用力が高いといわれている。

また、小切手の支払方法は一覽払いのみであるが、実際に小切手を振り出す日より後の日付を振出日として記載することで、取立てがその日以降となるように意図した小切手が作成されることがある。このような小切手は、一般に先日付小切手と呼ばれる。先日付小切手も小切手として有効であるが、一覽払いの趣旨を貫徹するために、小切手法では、振出しの日付として記載された日より前に支払呈示がされた小切手はその呈示の日を支払うべきものと定められている。

第10問 10-ア 解答 ②

(公式テキストP.73～P.74, P.100, P.117)

①：○……商人間の金銭消費貸借契約では、利息の約定がなくても、貸主は、借主に法定利息を請求することができる。

②：×……商人が、その営業の範囲内において寄託を受けたときには、常に寄託物の保管につい

て善管注意義務を負う。

- ③ : ○……受任者は、委任事務の処理につき善管注意義務を負う。
- ④ : ○……公序良俗に反する事項を目的とする法律行為は、無効とされる。

第10問 10ーイ 解答 ④
(公式テキスト P.340～P.341)

- ① : ○……会社は、その種類に従い、それぞれその商号中に株式会社、合名会社、合資会社または合同会社という文字を用いなければならない。
- ② : ○……名板貸人は、名義借受人と連帯して、取引によって生じた債務を弁済する責任を負う。
- ③ : ○……商号の登記は、その商号が他人の既に登記した商号と同一であり、かつ、その営業所の所在場所が当該他人の商号の登記に係る営業所の所在場所と同一であるときは、することができない。
- ④ : ×……他人の商号として需要者の間に広く認識されているものと類似の商号を使用する行為も、不正競争となり得る。

第10問 10ーウ 解答 ③
(公式テキスト P.222～P.224)

- ① : ×……質権の設定は、債権者にその目的物を引き渡すことによって、その効力を生じる。
- ② : ×……民法上、本枝のような流質は禁止されている。
- ③ : ○……質権者は、質権の目的である債権を直接に取り立てることができる。
- ④ : ×……不動産は、質権の目的物となり得る。

第10問 10ーエ 解答 ②
(公式テキスト P.401～P.403)

- a : ○……法定財産制では、夫婦の一方が婚姻前から有する財産や、婚姻中に自己の名で得た財産は、その特有財産とされる。
- b : ×……日常家事債務については、夫婦が連帯して責任を負う。
- c : ○……夫婦間の契約は、婚姻中いつでも、夫婦の一方から取り消すことができる。
- d : ×……夫婦の婚姻中の財産関係は、離婚により将来に向かって消滅する。

第10問 10ーオ 解答 ④
(公式テキスト P.75～P.76)

- a : ×……本枝の条件は、解除条件に該当する。
- b : ×……本枝の条件は、停止条件に該当する。
- c : ○……期限のうち、いつ到来するかが確定していないものを不確定期限という。
- d : ○……期限は、債務者の利益のために定めたものと推定される。